○文部科学省告示第百六十三号

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）第一条第一項第二号ハの規定に基づき、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年十二月八日

文部科学大臣　中川　正春

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件の一部を改正する告示

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第一条第一項第二号イ、ロ及びハの各種学校及び団体を指定する件（平成二十二年文部科学省告示第八十二号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

コリア国際学園	大阪府	高等部の第一学年から第三学年までの課程に限る。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、平成二十三年四月一日から適用する。

○農林水産省告示第二千三百三十四号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産の茶に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年産の茶に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該茶に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項第一号の農林水産大臣が定める区分	地域	一キログラム当たり共済金額の範囲
一類	埼玉県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	静岡県の区域	二九〇円　二六〇円　二三〇円　二〇〇円　一七〇円
	京都府の区域	六六〇円　五九〇円　五三〇円　四六〇円　四〇〇円
	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
	埼玉県の区域	三九〇円　三五〇円　三一〇円　二七〇円　二三〇円
	静岡県の区域	四二〇円　三八〇円　三四〇円　二九〇円　二五〇円
	京都府の区域	七一〇円　六四〇円　五七〇円　五〇〇円　四三〇円
二類	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
	埼玉県の区域	二〇〇円　一八〇円　一六〇円　一四〇円　一二〇円
	静岡県の区域	二九〇円　二六〇円　二三〇円　二〇〇円　一七〇円
	京都府の区域	六三〇円　五七〇円　五〇〇円　四四〇円　三八〇円
三類	奈良県の区域	二八〇円　二五〇円　二二〇円　二〇〇円　一七〇円
四類	埼玉県の区域	三九〇円　三五〇円　三一〇円　二七〇円　二三〇円
	静岡県の区域	四二〇円　三八〇円　三四〇円　二九〇円　二五〇円
	京都府の区域	六四〇円　五八〇円　五一〇円　四五〇円　三八〇円
	奈良県の区域	三五〇円　三二〇円　二八〇円　二五〇円　二一〇円
五類	京都府の区域	七六〇円　六八〇円　六一〇円　五三〇円　四六〇円
	埼玉県の区域	八四〇円　七六〇円　六七〇円　五九〇円　五〇〇円
六類	京都府の区域	八四〇円　七六〇円　六七〇円　五九〇円　五〇〇円

○農林水産省告示第二千三百三十五号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十四年産の蚕繭に係る同項の農林水産大臣が定める地域及び一キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十三年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十四年産の春蚕繭、前期に係る春蚕繭、後期に係る春蚕繭、初秋蚕繭、夏蚕期に係る初秋蚕繭、初秋蚕期に係る初秋蚕繭、晩秋蚕繭、晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭及び晩晩秋蚕期に係る晩秋蚕繭に係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、徳島県、愛媛県、高知県及び熊本県の区域とし、これらの蚕繭に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、これらの区域について次の表の上欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

区分	一キログラム当たり共済金額の範囲
別記の第一区分に掲げる者	一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円　一、三一〇円　一、一二〇円
別記の第二区分に掲げる者	二、一五〇円　一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円　一、三二〇円
別記の第三区分に掲げる者	二、四三〇円　二、一五〇円　一、八七〇円　一、六八〇円　一、五〇〇円

別記

第一区分　その掃立てに係る収繭量（基準収繭量を算定する基礎とされた収繭量とする。以下同じ。）の合計に対する種繭の収繭量の割合（以下「種繭収繭量割合」という。）が三〇パーセント未満の者

第二区分　種繭収繭量割合が三〇パーセント以上七〇パーセント未満の者

第三区分　種繭収繭量割合が七〇パーセント以上の者

○農林水産省告示第二千三百三十六号

薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十三年十二月八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）